

# 神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、地震により被害を受けた建築物による人的被害を防止するために神奈川県建築物震後対策推進協議会（以下「協議会」という。）が推進する神奈川県震災建築物応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において「応急危険度判定」とは、地震により被害を受けた建築物が余震等に対し引き続き安全に使用できるかを判定することをいう。

2 この要綱において「応急危険度判定士」とは、知事の認定を受け、応急危険度判定を行う者をいう。

## (認定等)

第3条 応急危険度判定士は、県内に在住又は在勤し、次の各号のいずれかに該当する者で、第10条の講習を修了した者の中から認定するものとする。

(1)建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の建築士

(2)建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の2第1項の規定に基づき特定建築物調査員資格者証を交付された者。ただし、同条同項第2号の規定で国土交通大臣が認定した者のうち、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の維持保全に関して2年以上の実務経験を有する者として当該資格者証を交付された者を除く。

(3)前各号に規定する者のほか、知事が認めた者

2 前項の規定による認定を受けようとする者は、応急危険度判定士認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、協議会を経由して知事に申請するものとする。

(1)建築士免許（建築士法第4条）を受けたことを証する書類又は特定建築物調査員資格者証の写し

(2)第10条の講習の修了証の写し

(3)写真（申請前6カ月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3cm 横2.4cmのカラー又は白黒写真）2葉

## (他都道府県の認定者等)

第3条の2 他の都道府県等で応急危険度判定士と同等の認定を受けていた者は、第10条

の講習を修了した者とみなして前条の規定を適用することができる。この場合において、同条第2項第2号の書類にかえて、その認定を受けていたことを証する書類の写しを添付するものとする。

#### (認定証の交付)

第4条 知事は、第3条第2項の規定による申請があった場合において、申請者が応急危険度判定士として適格と認めた場合は、応急危険度判定士台帳に登録するとともに、申請者に応急危険度判定士認定証（第2号様式。以下「認定証」という。）を交付するものとする。

2 知事は、第3条第2項の規定による申請があった場合において、申請者が応急危険度判定士として適格でないと認めたときは、認定しないことができる。この場合において知事は、書面により申請者に通知しなければならない。

#### (申請事項の変更)

第5条 応急危険度判定士は、第3条第2項の規定により申請した事項に変更が生じた場合は、応急危険度判定士認定申請事項変更届（第3号様式）により知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、応急危険度判定士台帳の修正をするものとする。

#### (認定証の更新)

第6条 認定証の有効期間は、認定をされた日から5年後の応当日の属する年度の末日までとする。

2 知事は、応急危険度判定士からその者の認定証の有効期間満了日の1ヶ月前までに第8条第1項の規定による届出がない場合、認定の更新の意思があるものとみなし、応急危険度判定士台帳に更新した旨を記載するとともに、認定証を交付するものとする。

3 前項の認定証の有効期間は、5年間とする。ただし、更新前の認定証の有効期間満了日が年度の末日でない場合は、この限りでない。

#### (認定証の再交付)

第7条 応急危険度判定士は、認定証を紛失し、又は汚損したときは、応急危険度判定士認定証再交付申請書（第4号様式）により知事に再交付を申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に認定証を再交付するものと

する。

- 3 前項の規定により認定証の再交付を受けた応急危険度判定士は、紛失した認定証を発見したときは、速やかに当該認定証を知事に返納するものとする。

#### (認定の辞退)

第8条 応急危険度判定士は、認定を辞退しようとするときは、応急危険度判定士認定辞退届（第5号様式）に認定証を添えて知事に届け出るものとする。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、応急危険度判定士台帳から抹消するものとする。

#### (認定の取消し)

第9条 知事は、応急危険度判定士が次の各号に該当した場合においては、認定の取消し、又は認定の停止を行うことができる。

- (1)建築士法第9条第1項に基づく免許の取消しを受けた者
- (2)建築士法第10条第1項に基づく懲戒を受けた者
- (3)建築基準法第12条の2第3項の規定に基づく特定建築物調査員資格者証の返納命令を受けた者
- (4)前各号に規定する者のほか、知事が認めた者

- 2 知事は、前項の規定により認定の取消しを行った場合は、応急危険度判定士台帳から抹消するとともに、認定証を返納させるものとする。

- 3 知事は、第1項の規定により認定の停止を行った場合は、停止期間満了まで認定証を領置するものとする。

#### (指定講習)

第10条 応急危険度判定士の認定を申請しようとする者は、協議会が主催する神奈川県震災建築物応急危険度判定講習（以下「講習」という。）を受けなければならない。

- 2 講習は、次の各号に掲げる内容につき、必要な講習を行うものでなければならない。

- (1)総論
- (2)応急危険度判定制度
- (3)応急危険度判定技術
  - ア 共通の事項
  - イ 建築構造ごとの判定技術

(認定状況の通知)

第11条 知事は、応急危険度判定士の認定状況を定期に協議会に通知するものとする。

(実施細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、応急危険度判定士の認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。